

業務部速報



No. 97

発行 25. 12. 24

JR東労組 業務部

申5号 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(その2)」に関する申し入れ 第7回団体交渉(12/22)①

【賃金制度の見直し】

●組合 ■会社

13. 特定時間割増手当のC単価については、夜間作業に従事する組合員のモチベーション向上のために、1時間当たり賃金額に50/100を乗じたものとすること。



- 深夜早朝帯に労働する負担を受け止めて、もっと増率すべきだ！
- 世間的には深夜早朝帯に働くことが避けられている中で、JRは深夜早朝帯で働くことが避けられない！

- 深夜早朝帯に働く扱い手が少なくなっている認識は組合と同様である
- 深夜早朝帯など不規則な勤務に従事する社員に対して特定時間割増賃金を新設した
- 深夜早朝帯での業務をスリム化することが第一である
- 工事を夜から日中帯に行い働きやすさを向上するなど行なってきているが、鉄道オペレーションからすると深夜早朝帯での労働はゼロにはできないので、40%から45%に引き上げた
- F単価・G単価を新設するなど、全体のバランスを見てC単価を45%とした
- 提案の内容で妥当である

●不規則な勤務に従事する組合員の負担軽減と、人材確保と定着のために増率すべきだ！

14. 緊急時における輸送の安定性を確保するために、緊急呼出手当の支給額を増額すること。



- 緊急時における安全の確保と輸送の安定性を確保する組合員の負担と苦労に報いるべきだ！
- 自然災害など増加する中で、緊急呼び出しが増えている！

- 緊急呼出を必要としない体制づくりがまずは重要である
- 緊急呼出が少ない方が良いが、当社の特性から緊急呼出はあり得るものである
- 緊急呼出の負担の大きさから、今回5,000円とした
- 緊急呼出に応じてくれる社員に支給するものであり、社員に無理をさせるようなものではない
- 提案の内容で妥当である

●緊急呼出は組合員の協力が不可欠なこと、無理な呼び出しをしないことを確認！

15. JR東日本の事業の特性を鑑み、年末年始手当以外に、三大輸送に対する手当を新設すること。



- ゴールデンウィークとお盆期間も多くのお客さまと接して負担が大きい！

- 年末年始は日本の慣習があり多くの人が休んでいる。ゴールデンウィークやお盆期間は休日の分散化など行なっている企業もあり働いている人もいて、年末年始ほど固定して休みが密集していない
- 年末年始は特に日本の慣習として支給している
- 提案の内容で妥当である

●年末年始だけが特別ではなく、三大輸送の職場の負担は同じだ！

16. 休日労働した場合において、年末年始手当と超過勤務手当を併給すること。



- 年末年始で働く組合員も負担に応え、超過勤務と併給るべきだ！

- 年末年始期間において、夜間も含めた休日出勤等により臨時に働く社員の負担も踏まえ、超過勤務手当と併給することにした
- 組合からの要求や社員からの声に踏まえて実施することにした 確認！

②に続く